

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）に係る
補助金交付審査委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）が環境省の平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）の交付事業を行うにあたり、業務を適正かつ確実に処理するため、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）に係る補助金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）補助金交付審査に関する重要事項や疑義に関する事項
- （2）その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人をもって組織し、次に掲げる者から全都清会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1）廃棄物処理に関する学識経験者 2 人
- （2）自動車リサイクルに関する経験者 1 人
- （3）環境行政経験者 2 人

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- （1）委員長は、委員の互選により選任する。
- （2）副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

（職務）

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長の求めにより、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

- 3 委員長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、関係者に必要な資料の提出を求め、又は委員会に出席させて説明を求めることができる。

(議事録)

- 第7条 委員会は、審議を終えたときは、その結果を議事録にまとめ、会長に報告する。

(服務)

- 第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

- 第9条 委員会の庶務は、全都清において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附則

- この要綱は、平成21年8月10日から施行する。